

マイナンバー制度①

10月5日（月）からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が始まります

10月から市民皆さん一人一人に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます



愛称：マイナちゃん

①マイナンバーって何？

国民一人一人が持つ12桁の番号のことです。マイナンバーは一生使うものになります。原則として一生変更されませんので大切にしてください。



②自分のマイナンバーはいつ分かるの？

10月から、住民票を有する全ての人に1人1つのマイナンバーが通知されます。

※本市は住民票の住所に世帯ごとに10月下旬から簡易書留で届きます

<通知カード（イメージ）>



税や社会保障の手続きで自分のマイナンバーを証明する書類です。大切に保管してください。

③どうしてマイナンバーが必要なの？

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するために導入されます。マイナンバーを導入するメリットは次のようなものがあります。

国民の利便性の向上

準備する書類が減り、行政手続きが簡素化され、市民の負担が軽減されます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスを把握しやすくなることにより、きめ細やかな支援を行えます。

行政の効率化

行政機関とのさまざまな情報照会などが削減され、事務の効率化が図られます。

④マイナンバーはいつからどのような場面で使うの？

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の分野で使います。一例は次のとおりです。

- ・税や社会保険の手続きで、源泉徴収票などに記載するため、勤務先にマイナンバーを提示
- ・税の手続きで、法定調書などに記載するため、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示
- ・福祉分野の給付を受ける（児童手当の現況届など）際に市にマイナンバーを提示

⑤マイナンバー制度に関する問い合わせ先

- ・コールセンター ☎ 0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）
平日9時30分から17時30分（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
※ナビダイヤルは通話料がかかります
- ・マイナンバー制度に関するホームページ（内閣官房）
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

※詳しい内容は、こちらをご覧ください

マイナンバー

検索



※次回は「個人番号カードの申請手続き」についてお知らせします

▶問い合わせ先 市民窓口サービス課窓口班（☎ 63-1111 内線 181・182）